

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁保健体育課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成23年3月31日付けで文部科学省スポーツ・青少年局より事務連絡があり、2009年度に大流行した「新型インフルエンザ」は、平成23年4月1日より通常の季節性インフルエンザとして取扱うこととなりました。また、その名称についても「インフルエン

ザ（^{エイチエイヌイチ} ^{ニセンキョウ} **H1N1**）**2009**」となりました。

つきましては、下記の事項について了知していただくとともに、危機管理対策の一環として「学校欠席者情報収集システム」の継続入力についても貴所管の各校に周知及び指導をしていただきますようお願いいたします。

なお、学校欠席者情報収集システムの設定変更（新年度の児童生徒数や校長名・担当者名等）についても併せて指導をお願いします。

記

- 1 これまで「新型インフルエンザ」は、「新型インフルエンザ等感染症」として、第一種の感染症としてみなしていたが、4月1日以降は、第二種の感染症である「インフルエンザ」となる。そのため、出席停止の期間については、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となる。
- 2 学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業を行った場合は、学校保健安全法及び各市町村の学校管理規則に基づき、引き続き速やかに保健所に連絡をすること。

※詳細については「別添資料【参考】」を参照

※連絡経路については、「学校危機管理の手引（改訂版）」P22を参照

＜本件連絡先＞ 教育庁保健体育課	
健康づくり推進室	松井 浩美
電話	0852-22-6145
FAX	0852-22-6767

島教保第9号
平成23年4月4日

各県立学校長 様

教育庁保健体育課長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成23年3月31日付けで文部科学省スポーツ・青少年局より事務連絡があり、2009年度に大流行した「新型インフルエンザ」は、平成23年4月1日より通常の季節性インフルエンザとして取扱うこととなりました。また、その名称についても「インフルエンザ（^{エイチエイヌイチ ニセンキョウ}H1N1）2009」となりました。

つきましては、下記の事項について了知していただくとともに、危機管理対策の一環として「学校欠席者情報収集システム」の継続入力をしていただくようお願いします。

なお、学校欠席者情報収集システムの設定変更（新年度の児童生徒数や校長名・担当者名等）についても併せてお願いします。

記

- 1 これまで「新型インフルエンザ」は、「新型インフルエンザ等感染症」として、第一種の感染症としてみなしていたが、4月1日以降は、第二種の感染症である「インフルエンザ」となる。そのため、出席停止の期間については、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となる。
- 2 児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業を行った場合は、学校保健安全法に基づき、引き続き速やかに保健所に連絡をすること。ただし、出席停止については、「学校欠席者情報収集システム」への入力に換えることができる。

※詳細については「別添資料【参考】」を参照

※連絡経路については、「学校危機管理の手引（改訂版）」P22を参照

＜本件連絡先＞ 教育庁保健体育課	
健康づくり推進室	松井 浩美
電話	0852-22-6145
FAX	0852-22-6767